

議会運営委員会会議録（令和3年5月31日）

出席委員 中川委員長 開田副委員長 青山委員 原委員 古沢委員 浦田委員
岩城議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石坂総務部長 櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 高川局長補佐

午前10時00分開会

【中川委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。開田副委員長、青山委員にお願いいたします。

日程第2 令和3年6月定例会提出案件について、当局から説明をお願いいたします。

【石坂総務部長】 おはようございます。

それでは、6月定例会に提出いたします議案の概要について説明を申し上げます。

まず、補正予算関係ですけれども、今回は一般会計のみで1件、そして一部改正条例につきましては、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正など8件でございます。

その他案件としまして、地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることなどの2件、報告案件は3件で、自治法第180条による専決処分及び繰越計算書でございます。

また、追加議案としまして、人事案件が1件ございます。

内容につきましては、担当のほうから説明を申し上げます。

【奥村財政課主幹】 改めまして、おはようございます。

私のほうから予算関係をご説明申し上げます。いつもの概要のペーパーをご覧ください。

まず、1ページ目でございます。議案第27号、令和3年度一般会計（第1号）の6月補正予算案となります。今回の補正額でございますが、2億3,817万2,000円となります。

順に申し上げます。

まず、2款総務費でございます。

コンピュータ管理運営費88万円につきましては、ロタウイルス、それからインフルエン

ザの接種を管理しております健康管理システムの改修を行うもので、マイナンバーとの連携を行います。

それから、安全安心なまちづくり事業費170万円につきましては、下小泉1区町内会の自主防災会に対しまして、毛布、それからヘルメットなどの防災備品の整備に、これを行うものでございます。

それから、コミュニティバス運行費1,660万円でございます。平成23年に導入いたしましたバスの更新を行うものでございます。

2款合計では1,918万円となります。

続いて、3款民生費になります。

まず、保育対策総合支援事業費778万円でございます。こちらはいわゆる医療的ケア児の受入れに伴いまして、保育事業への補助を行うもので、西加積の認定こども園さんへの補助となります。

それから、放課後児童対策事業費10万円につきましては、令和2年度中に寄附をいただいたものを一旦積み立てておりましたが、ご意思を尊重いたしまして、放課後児童クラブへの児童図書などの用品を購入するものでございます。

それから、子育て世帯生活支援特別給付金支給費2,381万8,000円につきましては、これは新型コロナウイルス関係でございます。4月9日に総務省のほうでご説明があったかと思いますが、国の予備費を活用いたしまして、所得の低い世帯へ給付を行うもので、児童1人当たり5万円ずつの給付ということになります。

3款民生費合計では3,169万8,000円の補正額となります。

続いて、6款農林水産業費です。

農業施設等雪害復旧支援事業費3,060万6,000円につきましては、本年1月の大雪に伴いまして損傷いたしました農業用ハウス等の雪害復旧支援を行うものでございます。

それから、土地改良対策事業費174万円につきましては、大榎地内の農業用水路に転落防止柵を設置するものに補助を行います。実施主体は早月川沿岸土地改良区になります。

それから、農業用施設等整備費40万円につきましては、農業用水路の安全対策整備モデル事業といたしまして、ワークショップを行いましてマップを作成するものでございます。今回対象とする地域は下大浦、本江地内となります。

それから、治山事業費290万円でございます。こちらは、東福寺地内の高知川沿いの崩落箇所の測量業務を行うものでございます。

6 款農林水産業費合計では3,564万6,000円の補正額となります。

続いて、8 款土木費でございます。

建設機械整備費2,000万円でございます。こちらは、社会資本整備総合交付金の補助内示があったもので、ロータリー除雪車を導入するものでございます。

それから、道路付属施設改良費100万円につきましては、内示があったものでございます。街灯の更新を行うものでございます。

それから、橋梁点検調査費48万8,000円につきましても、内示があったものでございます。橋梁の長寿命化のための点検調査費でございます。

それから、高月加島町線等消雪施設整備費4,000万円につきましても、補助内示があったものです。柳原地内の消雪ポンプの更新を行います。

それから、道路改良費、これは市単の道路改良費になります。5,000万円でございます。地区は稲泉地内でございますが、路線名で言いますと、中新上小泉線の路肩の整備を行うものでございます。距離は140mとなります。

それから、市道舗装費500万円につきましては、上梅沢外地内と書いてありますが、上梅沢下梅沢線の舗装の打ち換えを行うものでございます。152mでございます。

それから、有金上島線道路改良事業費500万円につきましては、通学路の歩道の整備を行うもの、それから、有金下梅沢線道路改良事業費500万円につきましては、道路の拡幅を行うものでございます。それから、菰原辰野線道路改良事業費900万円につきましては、通学路の歩道の整備を行うもので、おのおの補助内示があったものでございます。

8 款合計では1 億3,548万8,000円の補正額となります。

続いて9 款です。消防費になります。

消防分団施設整備事業費66万円につきましては、これは新型コロナウイルス関係でございますが、団員の皆さんの災害現場活動用の備品として、目を守るゴーグルを導入するものでございます。

それから、10款教育費になります。

自治公民館建設補助金1,500万円につきましては、赤浜公民館への建設補助となります。

それから、本とのふれあい推進事業費50万円につきましては、子ども図書館におきまして、親子向けのワークショップ等の開催経費でございます。

10款合計では1,150万円の補正額となります。

合計では2 億3,817万2,000円の補正額となります。

2面をお願いいたします。

地方債補正は変更が1件ございます。道路橋梁事業として、今ほど申し上げました社会资本整備総合交付金の内示に伴うもので、建設機械の整備補助から菰原辰野線の道路改良まで6事業で2,860万円を追加いたしまして、1億1,520万円とするものでございます。

それから報告案件で、報告第4号です。令和2年度の滑川市の繰越明許費の繰越計算書となります。

こちらにつきましては一般会計のみでございますが、3月定例会で議決をいただきました繰越明許19件につきまして、繰越額が確定しておりますので、今回報告を行うものでございます。

それから、報告第5号、令和2年度の滑川市下水道事業会計予算繰越計算書、施設建設改良費1億5,069万円につきましては、第3中継ポンプ場の電気設備関係の更新の設計、それからポンプの更新に伴う経費でございます。おのおの繰越しして、令和3年度に実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

ちょっと議案では前後しますが、議案第36号となります。専決第5号となりますが、令和2年度の一般会計（第9号）、最終専決補正予算の概要となります。

今回の補正額は6億1,781万6,000円で、基金の積立て、それから起債の確定に伴います財源更正などがございます。

順に申し上げます。

まず、2款総務費でございます。

財政調整基金積立金ですが、1億4,172万6,000円を積み増しいたしまして、年度末残高では21億7,629万9,000円の残高となる見込みでございます。

それから、減債基金積立金は4億円です。年度末の残高は8億1,235万4,000円となる見込みでございます。

それから、公共施設整備基金5,000万円です。年度末残高の見込みといたしましては3億9,084万5,000円となる見込み。

それから、文化会館建設基金積立金も5,000万円でございます。年度末残高では10億5,223万3,000円となる見込みでございます。

2款合計では6億4,172万6,000円の補正額となります。

続いて、3款民生費です。

福祉のまちづくり事業基金積立金19万円につきましては、個人の方4名、それから1つの団体からご寄附を頂戴いたしましたので、今回積立てを行うものでございます。19万円でございます。

それから、西部小学校区放課後児童クラブ施設建設事業費につきましては、事業の確定に伴います起債の整理を行うもので、起債を320万円減額するものでございます。

それから、6款農林水産業費です。

土地改良対策事業費も2,420万円の減額となりますが、事業費の確定に伴いまして精査、それと起債の整理を行うものでございます。

それから、8款でございます。

まず、一番上がちょっと違いまして、除雪対策事業費、国費で2,400万円でございます。本年1月の大雪に伴いまして、道路除雪支援ということで臨時の道路除雪事業費補助金というものが交付されまして、こちらを除雪費のほうへ充てまして財源更正を行うものでございます。

それから、滑川富山線等舗装改良費から、8款の一番下、都市計画街路整備事業費までにつきましては、おのこの事業費が確定いたしましたので起債の整理を行うものでございます。

滑川富山線では60万円、橋梁点検調査費では400万円、高月加島町線等消雪施設整備費では10万円、道路改良費では970万円、中野島坪川線道路改良事業費では10万円、有金上島線道路改良事業費では110万円、公園管理費では480万円、都市計画街路整備事業費では10万円の減額で、おのこの起債の整理を行うものでございます。

続いて9款です。

消防施設整備事業費につきましては、昨年度、署のポンプ車を更新いたしましたが、この起債の確定に伴うもので950万円を減ずるものでございます。

それで、10款です。

教育のまちづくり事業基金積立金につきましては10万円で、今回、個人の方、お一人の方からご寄附をいただいたので、こちらを積立てするものでございます。

それから、小学校管理費、中学校管理費につきましては、財源更正でございますが、こちらは、2月、3月ですかね、法人1社からご寄附をいただきまして、コロナ関係に充てていただきたいということでのご寄附でございました。そういうことで3月に補正させていただきました小中学校の感染症対策備品の予算に対して補正を行いまして、財源更正を

行うものでございます。

それから、最後です。中学校空調設備整備事業費30万円の減額ということで、こちらも起債の確定に伴うものでございます。

最終専決では6億1,781万6,000円の補正となります。

4ページをお願いいたします。

最後のページになりますが、地方債補正は変更が8件ございます。詳細は先ほど申し上げたとおりでございます。

私からは以上でございます。

【櫻井総務課主幹】 では、私のほうからは、予算関係以外について議案一覧表にてご説明いたします。

まず初めに、一部改正条例関係でございます。

議案第28号 滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国においてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、当該条例において引用している法令の号番号を繰下げするという改正を行うものでございます。

この条例において改正する条例は2本ありまして、まず1つ目は、滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例と、2つ目としまして、滑川市個人情報保護条例であります。施行期日は9月1日であります。

議案第29号 滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、所得税法の一部を改正する法律が公布されまして、租税特別措置法が一部改正されたことに伴い、当該条例において引用している法令の項番号を繰下げするという改正を行うものであります。施行期日は公布の日であります。4月1日から適用するものであります。

議案第30号 滑川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方税法等に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手續等を規定している当該条例について、審査申出書等の書面への押印を不要とすることにより、申出者等の負担を軽減するため所要の改正を行うものであります。主な改正内容につきましては、審査申出書や口述書、委員会において作成する各種調書において押印を廃止するものであります。施行期日は公布の日であります。

議案第31号 滑川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることに伴いまして、滑川市手数料条例における個人番号カード等の再交付手数料に関する規定が不要となることから、その規定を削除するといった改正を行うものであります。施行期日は9月1日でございます。

議案第32号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、4月1日から施行されることから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容としまして、1点目は、電磁的記録による方法を定める規定の追加で、これは書面により記録や作成を行うことが規定または想定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことを認めるものであります。2点目は、定義範囲の改正等を行うもので、条例内でも提示している用語の定義の範囲を改正するとともに、用語の整理を行うものでございます。施行期日は7月1日でございます。

議案第33号 滑川市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、平成30年度税制改正による個人所得課税の見直しに伴い、重度心身障害者等医療費助成制度において、意図せざる影響や不利益が生じないように、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、所得制限の判定に用いる合計所得金額の算定方法を現行と同水準とするため、前年分の合計所得金額の算定方法を見直す改正をするものでございます。施行期日は公布の日であります。令和2年以降の年の所得の額の算定について適用するものでございます。

議案第34号 滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。主な改正内容につきましては、1点目は、国民健康保険税の負担水準を現行と同水準とするため、軽減判定所得基準額を変更するものでありまして、2点目は、公的年金等所得に係る保険税の減額賦課の特例を設けるといったものでございます。施行期日は公布の日であります。令和3年度以降の年度分の国民健康保険税に適用するものでございます。

議案第35号 滑川市総合体育センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を通して、健康で明るい充実した生活を営み、活力ある地域社会をつくり出す生涯スポーツ社会の実現を図るため、市民の健康寿命の延伸を目指した地域づくりを目的に活動する、市長が認める高齢者団体がスポーツ活動で年間を通し体育室を利用する場合にかかる料金を無料化するに当たり、免除する規定を追加するものでございます。施行期日は7月1日でございます。

続きまして、その他案件の議案でございます。

議案第36号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて。

専決第5号は、先ほどの説明のとおりでございます。

専決第6号は、滑川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方税法等の一部を改正する法令等が令和3年3月31日に公布されたことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、3つございまして、1つ目は、固定資産税につきましては、土地の負担調整措置として、評価替えに伴い税額が増加する土地について、令和3年度に限り前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。2つ目、軽自動車税につきましては、まず1点目として、環境性能割の税率区分の見直し。これは、新たな令和12年度燃費基準の下で税率区分を見直すものです。軽自動車では2点目としては、環境性能割の臨時的軽減の延長。これは、環境性能割の税率を1%分軽減するという臨時的軽減措置の対象となっている期間について、適用期限をさらに9か月延長するものでございます。3点目はグリーン化特例の見直しで、これはグリーン化特例の燃費基準等の内容を見直した上で延長するものでございます。最後、3つ目の個人住民税関係については、住宅ローン

控除において、控除期間を13年間とする特例を延長し、対象者を令和4年末までの入居者と拡張するものでございます。

改正する条例としては、滑川市税条例と滑川市税条例等の一部を改正する条例の2本でございます。施行期日は令和3年4月1日でございます。

議案第37号 富山県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

これは、富山県市町村総合事務組合で共同処理する市町村税滞納整理事務については、平成16年3月31日をもって徴収事務を休止し、以降、基金を取り崩しながら滞納整理事務研修会を開催してきたところでございますが、基金残高がゼロ円となったことから、その事務を廃止することになり、組合規約で規定する共同処理事務から市町村税滞納整理事務を削るといった規約変更をするものでございます。施行期日は8月1日であります。

報告案件ですが、報告第3号 地方自治法第180条による専決処分について、専決第7号から第11号までは、いずれも損害賠償請求に係る和解に関する件でございます。

専決第7号は、一昨年、寺家町地内におきまして、職員が市役所へ戻る途中、前方を走行していた宅配車が停止しようとするのに気づくのが遅れ、ブレーキが間に合わず、宅配車に追突し、損傷させたものです。

専決第8号は、1月の大雪時に菰原地内において、コミュニティバスが停車中の乗用車と擦れ違う途中、積雪によりまして後輪タイヤがスリップ、滑りまして、乗用車の側面に衝突し、損傷させたものでございます。

専決第9号は、1月の除雪時に東福寺地内におきまして、除雪トラックが除雪中に車両の部品を落としたことに気づかず、そのまま進みまして、その道路上にあった、落とした部品を踏んだごみ収集車の後輪タイヤをパンクさせたものでございます。

専決第10号も、1月の除雪時に安田地内におきまして、除雪ドーザが除雪した雪を積み上げた後に、排雪板を上げたままの状態バックしたところ、電話線にひっかかりまして、切断したものでございます。

専決第11号は、3月、図書館の駐車場内におきまして、車止めブロックを固定するためのボルトが飛び出していたことによりまして、このボルトに接触した利用者の乗用車の一部を損傷させたものでございます。

最後に、人事案件の追加議案でございます。

議案第38号は滑川市監査委員の選任についてであります。

監査委員のうち1名の任期が7月3日をもって満了となりますので、その選出について

議会の同意を求めるものでございます。

私からは以上です。

【中川委員長】 ただいまの説明について、何か質疑ございませんか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないようでありますので、それでは、当局の皆さんには退席をお願いいたします。

どうもご苦労さんでした。

(当局退室)

【中川委員長】 それでは、続いて日程第3 請願、陳情、意見書等についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【藤名局長】 それでは、請願、陳情、要望書等の一覧表をお願いいたします。

今のところ、意見書の提出要請が2件ございます。1つ目が、2021年原水爆禁止国民平和進行富山県実行委員会からの「日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書採択の陳情書」、もう一つが、滑川市平和委員会・滑川9条をイカす会からの「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の請願」であります。「請願」とありますが、紹介議員がございませんので、請願としては扱いません。

表題には陳情書や請願とございますが、それぞれの内容は、意見書の提出について採択するよう求めるものであり、提出者にも確認したところ、意見書の提出要請として取り扱ってほしいということでもございました。

請願、陳情等の最終受付は、定例会3日前の6月2日となります。それまでに追加の案件があれば、定例会初日の7日月曜日、本会議終了後に議会運営委員会を開いて協議していただきたいと思っております。

今回の意見書2件と合わせて、各会派・グループで協議をいただきまして、15日火曜日の本会議前の議会運営委員会で協議結果を報告していただきたいと思っております。

以上であります。

【中川委員長】 ただいまの説明について、委員から何かありましたら、どうぞ。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないですね。

それでは、今のところ意見書の提出要請が2件ということではありますが、6月2日まで

に案件の追加が出てくれば、今ほどの事務局の説明のとおり進めたいと思います。

それでは、日程第4 会議規則等の改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【藤名局長】 お手元に配付してございます規則の改正等の資料をご覧ください。

会議規則等の一部改正の内容につきましては、これまでの協議会でご説明をされており、ご了承いただいておりますので、簡単にご説明いたします。

改正する規則は、会議規則と政治倫理条例施行規則の2つでございます。

まず、会議規則であります。

改正の理由でございますが、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進することが議員の成り手の確保にもつながるとの観点から、議員として活動するに当たっての制約要因の解消を図るものでございます。また、デジタル化政策の一環として、議会運営に当たり、押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当であるとされたことから、当該規則において所要の改正を行うものでございます。

改正の内容であります。1番として、本会議及び委員会における欠席事由を明文化し、これまでの「出産」に、「育児、看護、介護、配偶者の出産補助等」を追加するものでございます。2つ目として、請願者に対して押印を求めている「署名押印」を「署名又は記名押印」に改め、これに合わせて、請願者が法人の場合の規定を整備するものでございます。いずれも標準会議規則のとおり改正するものであります。

次に、政治倫理条例施行規則の改正でございます。

改正理由であります。これも今ほどの会議規則同様、デジタル化政策の一環として、議会運営に当たり、押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当であるとされたことから、当該規則において所要の改正を行うものでございます。

改正の内容であります。市民が審査請求する際に求めている「署名押印」を「署名」に改めるとともに、署名簿等の様式中の押印を削除するものでございます。

以上2つの規則の改正については、議員提出議案として6月定例会最終日に提出したいと思います。施行期日はいずれも公布の日とし、議決後速やかに公布したいと考えております。

なお、提案者は議会運営委員会委員とし、提案理由説明は委員長が行うこととしたいと思います。

以上のことを踏まえて、ご協議いただければと思います。

以上です。

【中川委員長】 ただいま局長からの説明がありました。質疑はございませんか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないですか。

それでは、事務局の説明のとおり、6月定例会において、これらの規則を一部改正することよろしいでしょうか。

(異議なし)

【中川委員長】 それでは、そのように進めることといたします。

日程第5 その他に入ります。

まず、委員の皆さんから何かありましたらお願いいたします。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないですか。

事務局から何かありましたらお願いします。

【藤名局長】 2点お願いいたします。

まず1点目は、全国市議会議長会表彰の伝達についてであります。

第97回の全国市議会議長会定期総会が、本年は書面という形での開催になりました。5月26日に行われましたが、その総会において、岩城議長と原議員におかれましては、在職15年以上の特別表彰を受賞されました。おめでとうございます。

先例に従いまして、本会議開会前に議場にて表彰の伝達を行いたいと思います。6月7日月曜日の定例会初日の開会前に伝達したいと考えております。

2点目でございます。コロナ対策についてでございます。

引き続きこれまで同様の対策を実施することといたしますが、質問者席や演台にアクリル板を設置いたしました。アクリル板があっても、発言時は原則としてマスクを着用としたところでございます。

前回の定例会でもございましたように、息苦しくなった方が見受けられましたので、必要があれば議長の許可を得て、マスクを外して発言することを可としたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

【中川委員長】 今ほどの事務局の説明に何かありますか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないですね。

この2点目の、息苦しくなったらマスクを外して発言してもよいということですが、一々議長に聞かんにゃあかんが。

【青山委員】 質問者席ということなので、一言、そのまましゃべりながら、ちょっと息苦しいのでと外してしまったら。議長がそのまま次の人になる途中に「許可する」でいいんじゃないですか。

【開田副委員長】 自然の流れで。

【青山委員】 自然の流れで。

【中川委員長】 そのほうがいいな。

【青山委員】 そこで止める必要もないかと思うんですけど。

【中川委員長】 止めないで。

【開田副委員長】 失礼しますと言って取って、また調子がよくなったらすると。

【岩城議長】 取らせてもらいますと、一言言ってもらえれば。

【開田副委員長】 そうですね。

【原委員】 当局を当てるときに、議長が一言、許可しますと入れてから、相手を指せばいいのかなと。

【開田副委員長】 あるいは、議長が先頭に言われるなら。

【古沢委員】 質疑に入る冒頭に言えばいいがないが。

【開田副委員長】 ね、先頭に。

【原委員】 一回言ってしまえば。

【青山委員】 確かに。そしたら、もう言う必要もないですよ。

【岩城議長】 そうそう、そうそう。

【中川委員長】 なら、そのように、議長のほうから、また発言のほうを。

【開田副委員長】 そういう言葉が入ればね。

【中川委員長】 ええ。

【岩城議長】 なら、冒頭に言います。

【藤名局長】 冒頭に議長から、そのことを断る了解をお願いいたします。ただし、原則はマスクをしていただきたいと思います。

【中川委員長】 ほかにないですか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ほかにないようでありますので、次回は当局要請により6月2日水曜日に開催いたします。

以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

午前10時38分閉会